

第3回赤磐市上下水道事業審議会会議録

日時：平成26年6月23日(月)午後1時30分開会 午後3時30分閉会

場所：赤磐市役所2階第1会議室

事務局：皆さん本日はたいへん蒸し暑い中ご参加いただきまして誠にありがとうございます。ただ今より第3回赤磐市上下水道事業審議会を開催いたします。会に入る前に事務局のほうで4月の人事異動によりまして班長に変わりましたのでご報告させていただきます。

事務局：それでは、議長さんよろしくお願ひいたします。

議長：それでは、会のほう進めさせていただきたいと思ひます。本日3回目ということで、過去2回までいろんなデータに基づいて、熱心にご議論いただきておりました。それとまた、2回目までの時に疑問点等出していただき、それについての資料の整理等今回にもやっていただきて出していくとしております。ま、なかなか難しい問題ではありますが、ぜひ何らかの方向性をだして行かなければならないと思ひておりますので、熱心な議論のほどお願ひしたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。それでは、会議次第に従ひまして、進行を進めていきたいと思ひます。まず、議題の1番目。前回質問事項についてということで、後日意見等いただいた件について説明を事務局のほうからしていただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局：失礼いたします。今回は資料の送付が前回以上に直前になりまして大変申し訳ございませんでした。それと、今机の上にあります資料のほうをお出しください。追加資料を置かしていただきております。これの説明をまずさせてもらってから質問事項等の回答にさせていただきたいと思ひます。

議長：資料というのはこれですか

事務局：これです。第2回審議会資料7であります。前回審議会の説明では基準外繰入金はすべてが赤字補てん分と説明させていただきました。そのことは間違いがありましたので訂正させていただきます。この基準外繰入金の中には、本来基準内で認められているが、金額が明らかにできないので基準外に含めているものがあります。例えば、不明水の処理に要する経費、これは、本来は雨は入らないような構造にはなっているんですけど、マンホールの蓋から入ったりとか地下水がしみ込んだりとかそういう風なものになります。不明水に要する経費については、明確に不明水の量が確定できないので金額が出せません。それから高度処理費というのは、山陽浄化センターと桜が丘東浄化センターでは高度処理で処理をおこなっております。一般的な処理に追加して処理を行う部分については基準内に維持管理費を計上してもよいことになっておりますが、一連の処理の中でこの部分だけの経費を算出することができないので金額が明確になりません。ということでこの2点についての公費分が基準外の中にはそういうものも公費でみれるんですけどみてないので基準外の中に含まれます。そういうことを資料に追加させていただきました。この基準外は減らさないといけないというのは、前回の説明もさせていただいたんですが、公費でまかなうべきものも含まれていることもご確認ください。

それでは、今回の資料の説明に入ります。資料の1ページ2ページに第2回審議会の後、委員さんよりご意見ご質問等をいただきましたので、1ページ、2ページで紹介しております。まず〇〇委員さんからのご意見ご質問について紹介させていただきます。

第2回審議会では担当課には、いやな思ひをさせました。平成17年1月の合同会議の趣旨は理

解できるし、赤磐市の下水道事業会計も理解できます。しかし、使用料改定は全市民を犠牲にすることは避けられません。であれば、市民にどのようなところで理解を求めていくかが、今後の下水道事業を発展させる基礎となる思いで審議に加わりました。現在進めている地区は比較的民家も密集している地区が多く、工事費も最小限に抑えられますが、今後の工事地区は民家も点在し収支でいえば持ち出しばかりで、事業会計も破たんしかねない事態が予想されます。独立採算制を求めていくとすれば、一段階での使用料改定だけで解決するとは思いません。長期にわたって市民に理解をどう得るかが鍵と思います。単年度工事であれば市民も困惑しませんが、長期であるだけにそれぞれの段階で行政と市民の対話が成否を決めると思います。そういう思いで①工事の遅れをこれからの地域、地区では話し合い、即座に本管に接続できる機運も高めておくこと②合併浄化槽埋設の家庭、運用できる地区では逐次接続への働きかけを強めていただくことこの2点が審議会を進めていくための条件になると、個人的には思っています。また、先の総務省の有識者研究会が下水道に新会計基準を設け、民間企業並みの厳しい会計基準を導入するため、夏までに詰めるという記事を目にしましたが、地方自治体にどのように影響するのか。教えていただければ。という意見を頂きました。

次に〇〇委員からのご意見ご質問を紹介させていただきます。

私たち下水道使用者の立場から考えると使用料は上がらない方がよいのは、もちろんですが、下水道は、現在日常生活には不可欠なものになっています。これからの10年、20年後を見据えた経営ができるよう、料金改定の検討が必要だと思います。

続いて〇〇委員のご意見ご質問を紹介させていただきます。

第2回の会議でも申し上げたように、独居高齢者及び高齢者のみの世帯を優遇し、且つ下水道料金の増収を図る一つの方法は、基本水量を下げると同時に基本料金を多少下げ、超過水量の区分を細分化するとともに超過料金を値上げすることにより達成できるのではないかと考えます。

最後に〇〇委員のご意見ご質問を紹介させていただきます。

使用料について原則独立採算が望ましいが30%余りの現状や他市町村の状況を見ても不可能と言わざるをえない。また、各自治体とも厳しい財政に変わりはないが市民の要望に応え、様々な政策を展開しており、生活に密着した使用料等を福祉対策の一環として公費支援している自治体も少なくない。特に赤磐市は、工事進行中であり、今の段階での改訂は難しいが、国の指導や行革審の意見を考慮し一定の値上げはすべきである。消費税8%は転嫁する。使用料体系は基本と従量使用料の併置方式とし水量区分は比較対象市町村との整合性を図る。一般市民と民間企業の同一単価は他市町村も同じか。完了地域の接続を促進する組織はあるか。接続促進必要。全体計画を樹立。下水道地域における合併浄化槽補助中止。抜取処分費自己負担。管理費を含め自己負担額は工種を問わず負担を近づける。

以上のようなご意見、ご質問をいただきました。2ページに載せておりますとおり5項目について回答させていただきます。まず、①前回の審議会の課題でもありました今後の事業計画について説明させていただきます。7ページの資料1をご覧ください。これは、山陽処理区の工事進行中の箇所図です。現状では、第1回審議会資料3でも説明しましたように下水道事業には全体計画区域と事業計画区域として指定しておりますエリアがあります。今後については、財政状況を勘案しながら引き続き検討しているところです。まずは、資料1の事業計画区域の中で工事をすすめている地区を引き続き進めていくこと、熊山の雨水ポンプの設置工事を行うことこれらの地区を完了させるには今後7,8年にかかる見通しです。今までは、使用料の見直しを全くしてきて

おりませんでした。今後は4年か5年に1回程度使用料の改定をするかしないかは別にして経営状況等を加味して見直しをしていく予定にしておりますので、その際に計画についても見直しをしていくことにしたいと思っております。工事をすすめる地区においても工事に入る前に個別に事業の説明を行い、工事完了後の供用開始したあとには速やかに下水道への接続をお願いしております。以上が今後の下水道計画ということで説明させていただきました。1ページに戻っていただいて今度②番〇〇委員や〇〇委員の意見にもありました水洗化率の向上させるための方策についてです。平成25年度末の水洗化率は92.4%となり、昨年度末と比較し0.8%増となり480人程度の増となりました。また、大型団地を除いた水洗化率は、77.5%で昨年度末と比較しますと2.3%、280人程度の増となっております。この接続率を向上させるため、接続を促す文書での啓発や未接続者の中でもまずは浄化槽から下水道への切り替えができていない各戸から訪問し、下水道への切り替え勧誘を積極的に行います。昨年度まで加入促進に専属の職員がおりましたが、今年度からは1名減となっておりますので、下水道担当部署一丸となり接続促進を行ってまいります。

続いて③〇〇委員の意見にありました一般市民と民間企業の同一単価についてです。赤磐市では、一般市民と民間企業との差は付けず同一単価を採用しております。他市町の状況は公衆浴場の使用料を設定しているところがあります。営業用の単価を設定しているところは、近隣にはございません。

次に④〇〇委員の意見にありました合併浄化槽についてです。下水道事業計画区域内に設置する合併浄化槽に対して国や県の補助金はありません。しかし平成25年度から事業の遅れもありまして3年以上下水道に接続の見込みのない地域について下水道の供用開始後は速やかに下水道へつながりますという同意書をもらい、市独自の補助金を出しています。平成25年度この制度を利用した方は、7件ありました。下水道供用開始区域内の抜取処分費の自己負担については、今後検討が必要となります。

最後に⑤〇〇委員の意見にありました会計基準の見直しの影響についてです。企業会計の大きな役割は企業の業績や財務を「見える化」することにあります。導入することで経営状況の赤字、黒字が明確になり、正確なコスト管理ができ、収支の状況や資産と負債・資本のバランスが把握できる。減価償却の仕組みが導入されるため、消費税計算の特例を受け節税効果が期待できます。導入するためには、条例等の整備、固定資産台帳の作成や企業会計システムの構築など業務が発生し、これらの業務委託して行うことになるため一時的に費用が掛かります。赤磐市の下水道事業は、現在、特別会計を設置して管理運営しておりますが、経営規模も大きいため財務規定等の適用範囲の拡大で下水道事業にも企業会計の導入が求められています。現状は、いつまでに導入するかという期限を総務省で検討している状況です。県内で導入しているのは、岡山市、玉野市、美作市、備前市です。現在導入準備中は、瀬戸内市とか、津山市などで検討されています。以上で説明を終わります。

議長：はい、ありがとうございました。前回からの質問事項ということで、終了後、質問書を出していただいたもの等を含めて、それに対する事務方からの回答という形で説明していただきましたが、何かご質問等ございますでしょうか。

委員：私がちょっとお聞きしたところをお聞きしたいんですけど、昨年と比較して、2.3%、280人程度というと、だいたい家庭数にしたら何人？ま、これを割りゃええんじやと思うんじやけど4人ぐらいで割りゃええんか3人で割るんがええんか。

事務局：世帯数で。・・また資料を持ってあがって確認します。

委員：今じゃのうてもええよ後でええから。

議長：だいたい1家庭3人ぐらいで割ればよいのかな。

委員：3人か、みてみりゃええじゃろうな。

事務局：ただ、全体なので、いうたら吉井地域のへんは人数が減っていますし、団地の辺に入られているのと相殺でこうなってます。増えているのはネオポリスとか、ネオポリスの辺が増えています。それと山陽の新しく供用開始した所が、接続してくれて増えている。大まかな数値であります、あとの地域においては、人口も減っているのでもちょっと減りぎみです。それとアパートが増えているので、アパートへたくさんは入らないけれど一人とか二人とか入られて人口が増えているのがあります。

委員：そうかそうか。

議長：ほかには、いかがでしょうか。

委員：よろしいですか。下水道が完了した地域へですね、加入しない人がまだだんだんあるということもちょっと私質問でさしてもらったんですが、これ、資料を見ると下水道課の職員でできるだけがんばって啓発をお願いしていくということなんですが、職員さんだけで本当に聞いてもらえるかどうか。他の市町村で例えば接続の推進委員会とか、何か地域の代表の人たちに活躍してもらって、1人でもたくさんの人に接続をしていただけるというような動きを市民運動として、なんかできないものかなあという感じがしたものですから、職員さんはいろんな工事をしたり、いろいろやっていくだけで大変なのに、それにまだ接続もしてくださいというようなお願いをどんどん背負うというのは、やっぱり市の政策としてこの下水道事業を着手したわけですから、やっぱり下水道を推進していくというのを市民の皆さんの要望に応じて、下水道もやったはずですから、ですから市民の皆さんにも一定の責任というものを持っていただいて、何かいい、1人でもたくさん接続してくれるというための職員さん以外の組織が何かできれば今以上に何かできるんじゃないかなあという感じがしたものですからちょっと書かしていただいたんで、答えの方を見ても職員で頑張りますということなんでその辺ほかの市町村でそういうふうなところがあるのかなのか。ちょっとその辺も含めて聞かしていただいたらと思います。

事務局：他市町村の状況なんですけど、たくさんは聞いてませんが岡山市は4人で全地域をまわっています。

議長：4人ていうのは？

事務局：職員なのか嘱託なのか採用の形態はわからないんですけど、それでこういうパンフレットを持って各戸をまわっているというのは聞きました。それから笠岡市は、年間200戸まわるという目標をたて、職員であいた時間に、全員に会えなくても、啓發文書をいれてくるだけになる場合もあるんですけど、そういうことでやっているというようなことを言われておりました。

議長：ご質問は、もちろん市の職員がやるのは当然なんだけど、それ以外に地域の方々に協力いただいて推進するというような取組をやっている優良地を全国的でもいいですけどもそういうのを知りませんかという質問だと思われそうですが。

事務局：ちょっと分かりませんが、今年の担当職員がいたのは、接続率が低い地区の区長さんに会って「この地区は低いから皆さんにつないでもらうようお願い、啓発をお願いします」というようにはまわっていたんですけど、戸別には各戸にはなかなか行けていないという状況でした。

委員：よろしいか。行革の立場からすると、〇〇委員が言われたことは重要なことです。

何でもかんでも正職員が、すべてやるというのではなくて、やはり地域と連携しながら行政は進

めていかないと、全てそういうことを正職員でやるとなるとものすごいコストになる。コスト意識が非常に行政の場合あまり持っていないんですね。したがってもっと住民組織と行政とがネットワークを組んで、そして連携して、いろんなことを推進していくとしないと、この町も、行革をしなきゃいけない町ですから、ぜひですね職員が全部手足でやる体制ではなくて、何かいい組織を住民と作られて。こういうことをやってる市町村もあるようですが、OBが職員を終わられたOBを行政のサポート役というんでしょうか、下水道のOBの人とかそういう人をボランティア組織を作って、そしてその人は一定の知識があるわけですから、地域の世話役をするという市町村もあると下水についてだけでなく他の事業とかもサポート隊みたいなものを作る、それを考えられた方がいいんじゃないでしょうかねえ。

議長：それは、下水だけではなく、市の活動として取り組んでいただく必要があると思うんですけどねえ。ただ、それするためには、やはり「下水道をつないでください」と言いに行った時に「お前ら何の権限でそれを言いに来たんなら」というような話も必ず起きると思いますので、制度として住民の方達に活動していただくとするれば、それに対応する体制づくりというのも行政としては考えておかなければいけないと思います。でも、そういうことをやっていかないと、〇〇委員がいわれたような形で市全体の行政コスト削減にはならないと思いますよねえ。ぜひ、なんていうんですかねえ。赤磐市の場合、昔ながらの住民の方と新しく土地買って来られた方がありますと、なかなかその住民が一緒になってなかなか行動しにくい面もあるから、そういうことも盛り上げていくようなつながり、人間的なつながりを作るようなことは、むしろ下水道課だけではなくて行政全体としてやっていただくようなことを考えていただいたら、いいんじゃないかと思うのですが、そういうことができれば、すごいコストダウンにもなりますよね。大事なことだと思われま。

部長：議長すみません。貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。まず、接続率の向上につきましては、先ほど説明させていただいたように昨年度までは、1名の専属で職員が勤務しておりました。まあ、市全体で職員の削減ということで、仕方ない部分でだろうと思います。そういった部分が欠如した部分については、上下水道課全体でこれをフォローしていこうということで、ただがむしゃらに接続をお願いしてまわることは、非常に先ほど言われたコストの面でも大変な部分があります。そういった部分で職員は今、どういった接続のお願いをしていくか、問答集、こういうことについてはこう答える、まあそういったことで行った限りでは効率の上がるような指導、接続のお願いを今研究しておるところです。そういった工夫も段々にしていこうと思っています。〇〇委員が言われましたように、他の組織にお願いすることも十分に必要だと思います。その点につきましては今後研究をさせていただいて、また接続率の上がるような取組をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員：よろしい？ただ、実情はですね、高齢者世帯で、例えば90歳、極端に言うて90歳のご夫婦だけ、あるいは90歳を過ぎた単独のどちらかの1人暮らしとかいろんな実情があると思うので、ある程度いろんなことを考える必要があると思うんですけど、そういう中にやっぱりまだまだ現役でばりばりの人とか、いろいろな状況もあると思うので、そういう風な状況に合わせて、この人は当然お願ひしたいいうそういうもんはあると思うんで、全体的な底上げをやっぱりするそういう意味からは、あまり極端に個人を脅かすようなことはいかんと思うんで、そういういろんな事に配慮しながら、しなきゃいかんと思うんですけど、やっぱり苦しい特別会計を少しでも楽しようとと思ったら、やっぱり加入促進というのをするというのをお願ひしないかんと思ひます

し。もう一つ関連的なことなんですが、それもお尋ねしていますが、公共下水道のエリアなんですが、合併浄化槽の申請があつたら、国は認めませんとなつとんですが、市が単独で補助金をだして合併浄化槽を設置しとるということは、ちょっと僕はそれあんまりうれしくない話なんですよ。どうせ家の中を水洗便所にちゃんと改良して、そのの所は合併も下水も同じだと思うので、合併を無駄に市の予算を使って合併の浄化槽をいけるか接続するかだけの話なんで、書いているのをみると3年以上待たなきやいけん人については、気の毒だからやってあげようとのことで、7世帯か8世帯かの人について補助金を出すことがあります、そのところは非常に簡単にやるべきじゃないと思うんですね。やっぱり3年というのを苦肉の策で決められたんだと思うんですが、やっぱりできるだけ待っていただくとか、なんかよくそのところはよく話し合いをして、申請がでたらどんどん受け付けるんだというその辺はちょっと考えていただきたいなあという風な気が、これ一般財源のほうの予算の節約という意味も込めてですね。無駄遣い、二重投資のような気がしてかなわんね。

議長：それは、上下水道課の方は今後とも3年以内であれば、今提案されたような形で認めていく、補助していくということなんですかね。

部長：全体の計画区域それとは別に認可区域というものが、むこう5年間で実施できるとういう区域です。これについては、合併浄化槽については補助金がでないというのが基本原則ですけれど。以前、下水道の予算的には非常に大きなものがあつたから、計画通り進んでいました。しかし、中長期財政見通しということで予算が削減されたことによって、当初計画しとった進捗率が非常にダウンしてきた。そういったことで、市民にお約束した部分が実行できないということで、むこう3年間認可区域であっても、むこう3年間下水がいかない部分については、市単独で合併浄化槽の補助金をだしましょうというのが、今〇〇委員が言われたところです。議長が今後も市の方針としたら、そういったことを進めていくかといったところですけど、今のところは続けていくかということになりますと続けざるを得ないと思っております。非常にお約束した部分が守れていないというところで。ただ以前の議長のお話にもありましたけど、全体の計画みなおし、スリム化を図るという部分で、検討に入っております。まあそういった事も含めて、この合併浄化槽の補助金については検討はしていかないといけないと思っておりますのでよろしく願いいたします。

委員：下水道地域ではない、例えば赤坂の北の方のそこら辺の合併浄化槽だったら、国の補助金が該当になる。その場合にそういうものと、市が単独で出す今のものと補助率とかはそんなものは一緒なのか。個人的には。

部長：一緒です。

委員：個人の負担は一緒なんだなあ。なんかちょっとぐらい差があつてもいいような気がせんでもない。ちょっと厳しいかもしれんけど。あまつとる金をどうやって使おうかいうんではないんで、厳しい予算を何とかしようということなんで、やっぱり何か少し補助率に差をつけてでも、なんか少しすみわけがあつてもええかなという感じが。で、例えば、全体計画をちゃんとたてて、これが一番なんですが、例えば、公共下水は赤坂の、例えば北の方は、もう公共下水はしませんと、こんなもん無駄遣いになるんで、もう民家がさんさんとしているところは、もう合併浄化槽でいきましょうというのであつたら、そういう所へその投資してもそれはムダ金にならないんで、将来ともども活用できる施設なんで、でも、今埋めても、それすぐもう下水道地域いうのはもう接続したら無駄な施設になってくるんで、そのところを理解していただいて、少し補助率を少

し、公共下水道のエリアですから、補助金は例えば公共下水以外のところからいうと個人の負担はたくさんありますが、それでもやりますかというぐらいのなんか少し説明はしてもいいんじゃないかと。職員がいいにくかったら、こういうな所で、意見がでたんで、我慢してくださいと言う風なことでもかまわないと思うのですが。ちょっとそういう感じがしたもんですから、お願いしたんです。

議長：確かに、おっしゃるのは正論だと思います。それを検討していただきたいと思います。逆にこの合併浄化槽で3年以内だからと補助して、合併浄化槽につないでやっていて、下水が通ったら、もう必ず下水につながなければいけないという、約束でやっとするわけじゃないですか。

事務局：それにつきましては、同意書というかっこうで、必ずつなぎますという書面は頂いとんです。ただそれが、いざとなったときに、これを書いとるからと強制力のあるというか、一応は、そういったかっこうで、下水道がきた場合には接続しますという同意書をもろうて補助金の方を支給していただいとります。

議長：逆に言えば、例えば、合併浄化槽するのに、30万円費用が掛かると、で、そのうちの15万円分を市が補助してくれて、本人は15万円負担してたと、で、その3年後に下水が来ましたと、で、その方がまた下水へつなぐ時にはまた、普通の皆さんと同じように金を払うんですよ。…ということは、その方は3年間のために15万円は負担しとることにもなるというか、簡便さのために15万円なのか、そこら辺は微妙ですよ。まあでも、一筆とってやってるんだけど、その3年間を半額かまあ何%かを補助するのがいいのか、辛抱してもらって、そのかわり下水が通ったらすぐつないでいただくようにするのかっていうことですよ。この財政の厳しい状況下考えれば、逆に言えば、無駄ですよ。3年間のために、合併浄化槽のため30万円を誰がだすにしろ、お金を使ってるということですよ。まあ、そのあたりご検討いただく必要があると、思います。

委員：7件の実施があるんですけど、実際は新築ですか。中身は、改築ようするに合併を作るためにおうちを改築されたのではなくて、新築をされて、新築と同時に合併を作られたということでしょう。ほとんど1件1件どのような把握をしとられるんか知らないんですけども、7件という数字は個人的には少ないと思うんです。少ないということは、新築だろうと思うんです。

事務局：新築もあるんですけど、家の中を水洗化。

委員：リフォームでなされたの。その割合でどんなの。リフォームで合併だけをなされるのはそんなにあるとは思わないんだけどな。

議長：だから、〇〇委員が言われるんだったら新築すんだったら、下水道につなぐように、もう家のなかのトイレの構造を最初からしとかなあかんでしょうと、そうすると合併浄化槽でもつないどかないと、今度、下水道が通った時につなげる構造になってないじゃないでしょうと、最初汲み取り式で新築の家作っというて、じゃあ下水が通った時に3年後に、もう1回工事しなさいよと言うのはかわいそうすぎるんじゃないかと。

委員：僕は、新築じゃないかと思うんです。リフォームじゃなくて。便所をきれいにしようという目的でリフォームなされるんじゃないかと新築するから否が応でも水洗にして合併にせざるをえない。それにまあ当然補助金を出すのはしかるべきかと思うけれども、下水が永遠に来ない人と差別化が必要なんかどうかというところは検討しないと、二重負担になるわな。市からみればひとりの個人に対してタイムラグがあるばかりに二重負担しないといけない。というのは何か考えないと、しかしそれぞれの家庭から見ると家を新築してわざわざ汲み取り式を作るわけにいかないの今時ね、水洗を作ると、接続をするためにはとりあえず合併をせないかん。施主からすれば補

助金あって当たり前と思つとると思うんですがね、全体的な整合性とか公平性とか考えて見られた経緯はどうなつとんかな。

議長：やっぱりそのへんの事実関係と論理性はちょっと詰めていただいていた方が何かといいと思います。

部長：議長。この認可区域への補助金の制定した時は、やはりお約束しとるところの方で新築をされる。新築をされる方については、文化的な生活を営むためには水洗化が今日当たり前のようになっていますから、そういったことについて大きな目的をもって補助金の制度を作ったものだろうと思います。ただ、新築だからリフォームだからと色分けが非常ににくい部分があって、新築についても増改築についても補助対象とするということとやっております。言われる通り、補助金の二重投資というようなことを考えれば、本来、補助をだすべきではないかなと思っておりますけれど。何分、お約束した部分の進捗が図れていないというところで、非常に苦しい中での、こういった制度ということですから、新築と増改築は今調べにあがっていますので、すぐわかると思いますのでご回答させていただこうと思います。

議長：なかなか難しいことです。

委員：合併浄化槽を設置するのに、なるべく新築の場合にはやむ得ない、してもいいけど、今してるのを改造してするのは、今の段階では下水が通るのだから我慢してくださいというのは決められてもかまわないのではないかないう風に思いますけどねえ。全てをやめてしまえと言うとこれはまた……

議長：バランスをどこに置くか、もう少しご検討いただいたらと思います。大事な問題だと思います。

委員：定住促進を損なうのも困るんで。ですから、たとえば補助率の差とも言いましたが、新築に限定するとか、なんか定住促進と絡み合わせて、市民が増えるのにそれを阻害するようなことでは困ると思うんで。ちょっとそんな感じがしたんでご検討いただけたら。

議長：ぜひ検討いただければ。

委員：今は7件ほどと言われるけど、3年以上というのと、完成が38年というのと何年もありますわね。この間に何件するかというの出てきます。だから、下水が通ると言つとつても、38年ぐらいまで先を見ると、こりゃしとかなないけな〜と申請するのがまだ増えると思うんです。まして今工事が遅れとると言うことになるとなおさらそれが増えてくるんじゃないかなあと。だから、ある程度、見直しいうんもしていきょうらなんだら、7件ですんどるから、あとは減っていくんじゃないかないうような状態にはならないと思うんです。

議長：基本的に、将来的にどこまで下水を伸ばしていったら、どこから先は合併浄化槽で処理するのか、そのエリアの仕分けをやらないと、その話ができないと思うんですよ。

委員：それはもう、僕ら現職の時にだいたいのあれを作つとんただけど、それは、ご破算になって、もうないんじやろ。

委員：それは参考地区？ではないでしょう、現行計画はあるんでしょう。現計の変更はしてないん。勝手な発言して申し訳ない。

事務局：山陽処理区の計画区域があつて、新たに赤坂の処理区を加えたもので、1回変更をしております。これがあの山陽処理区の計画区域であります。これは変わってはいないです。

委員：それが38年に完成予定なんですね。さっき言われた。2ページの事業計画の中で一部、口答が大部分だったけど、お話しされたんだけど、事業計画で38年という口頭のお話だったからよく全体像が見えないんだけど、それは普通は赤坂が入ってるわけですね。こだわるのは、平成18年

に、今の立川の下水道処理場が完工式の時に赤坂をお仲間にしてくださいと言って、ご挨拶に行った赤坂地区の代表の中の1人だったんですよ。だから鮮明に憶えとるわけですけど。その時には、僕は山口に住んでいるですけど、山口も平成26年度中には基管というか、本管というか元管いのか知りませんが、太いパイプは接続できますと、だから皆さん進捗計画をそういうふうな本来合せてしとられたんですけど、平成38年まで伸びたとなると、逆に言やあ、違約金もらいてえような、今のいう合併浄化槽の半額補助とかのイメージじゃなくて、そちらで全部やってくださいみたいなイメージでは、家を建て替えられる人からすれば、なるわけですよな。その辺のことは、もう少し計画が変わってないけど、ただ伸びただけと言うのであれば、それで伸びたら伸びたにあたってやむなく3年以上進む延伸する計画がないんだから、補助しましょうと言うのも一定の理解はするわけですけども、それでいいのかな。今時、汲み取り式では、だいたい下世話な話で申し訳ないんですけど孫が泊りにこないちゅうんですよ。極めて庶民的な表現では「おじいちゃん所には泊まらない」と「怖い」とトトロが出るとかいうようなそういうイメージですよ。孫ができて遊びに来てもらおうと思えば、リフォームするなり、家をやり変えるなり、皆苦勞しようられるわけです。その苦勞の中でどんどん市の計画が遅れていくのは、住民からすれば、過疎に追い打ちをかけるような状況が現実的には起るとるわけですよな。計画には入っているけど、計画はどんどん勝手に向こうへ向こうへかけるというのは考えもんです。

議 長：なんていうんですかね。10年以上前に計画をたてられて、はっきり言って、もう日本の社会全体が少子高齢化で縮小に入りますよね、しかも大都市は、岡山市でもそうですけど、たくさんマンション建ってますけど、若い人も来ますけど高齢者がいっぱいくるわけです。病院があるし、買い物も便利だと、人口増えるわけです。ということは、周りにある所は減るわけですよな。でやっぱりそういう状況が、今後20年、30年後、必ず起きることはまず間違いないと思いますよね。この下水道計画たてた時がバブルとかまだ経済が景気がいい時でぐっと広がると作っていたんですけど、それを見直すという作業をやらないと、当初作っているそのままだから、いずれはつなぎますつなぎますと、それはもう「出来ない」とはっきり言ってそう思いますよね。だから、この下水道の問題と言うのは、2つの側面から考えないといけない。長期的に下水道のエリアを赤磐市としてはどこまで伸ばして、どうするのかという事を明確にして、もう一度、将来的なビジョン中で下水道計画を立て直すということと。それと、現状の4年なり、5年なりの現在の下水道会計は赤字ですよな、しかもそれは、特別会計と言う形で、市全体の一般財源の中から赤字に資金を投入するという形で、なんとかつじつまが合っているわけですけども、逆に言えば、その赤磐市全体の税金の一般財源をこっちに持ってきてるという事は、本来この税金で市民のために出来ていた事が出来なくなっているわけですから、その市民のために下水道料金も負担をしているんですよと言うんだけど、逆にこっちで出来ていたサービスは本当はやってないということにもなります。そういう問題も合せて、出来るだけ短期間、ここ4、5年の間においては、この下水道会計の赤字部分を縮減していくという事を考えていかなければいけない。それはなぜかと言うと、行財政改革の方で、もうすでに下水道会計への一般財源の投入は削減するという方針になっていますよね、そうすると必ずそうなるわけですから、それに合わせて、下水道会計がきちんと正常に動いていくような形にしていかなければいけないと思いますよね。皆様のご質問とか今までのご意見のなかでも、やはりある程度の料金の引き上げ、あるいは見直しは、やっぱり必要ではないかというご意見も出てますし、当然それは引き上げをするということだけじゃなく、効率化し、コストダウンを図る為の努力もちゃんとやらないけませんよ、つなげる人がつなげな

いのはいから、ちゃんとその努力はしてくださいよということも入ってます、そういう両方含めて「正常化を5年ぐらいの内にきちんとやりましょう」ということじゃないかと思うんです、皆さんのご意見等はね。片や一方、さっき言った長期的などこまでのエリアをするのかということ、赤磐市としては議会も含めてその方向性をきちんと打ち出さなければ、それは逆に言うと、議員についても市民に対して無責任な対応だと、私は思うんですよね。このままでは、もたんと思います。その二つの側面から、ちょっと考えていかなければならないんだろうなという風に思います。というような形でもうすこしご意見をいただければと思います。

事務局：ちょっとよろしいですか、先ほどの7件の内訳なんですが、新築が5件、リフォームが2件でございます。

議長：補助の率とかなんかにについては、もう1回検討はいると思いますね。どういう状況で、その合併浄化槽に対して補助をするのかというのは検討はいると思います。検討していただくということでお願いしたいと思います。あとはいかがでしょうか。

委員：一応あれですかね、赤坂地区への延伸も含めて38年には完結、目標達成そういうご返事だった…ぼやっとしているんだけど、放送があったんですけど、途中で終わったんですけど、今後の事業計画というところで、一切ただ計画が伸びただけで、計画区域の見直しは検討してないというイメージで、確認していいんですかね。

部長：計画変更がなされとんかという、ご質問ですね。今の現段階では、赤坂区域を入れた区域で現在は計画は進められています。ただ、予算的に非常に厳しい部分が財政的に非常に厳しい部分があって、非常に計画通りにいってないというのが、今現状です。ただ、この審議会を開催させていただき、その大きな問題の部分ですけど、健全な下水道の運営という部分も今回の審議会の方に諮問をさせていただいておる部分です。それから、料金をどうするか、と言う部分もあるかと思いますが、そういったことで、これだけその財政的に厳しいので、全然その計画を見直すことを据え置いて、料金だけ改定するというのは、非常に乱暴な部分があるので、今後については早急にそういった、全体の計画についても見直す必要があると事務局の方では思っております。

委員：平成38年ちゅうのは、どういう構想が出たわけですか。そちらで、今、38年には、事業計画をすべて完了するという風なおっしゃりかただったと思うんですけども、今、部長のお話と担当の報告と少しすれ違ってがっかりするんだけど。それからもう一つは、赤坂地域は、赤磐市を作る時の新市建設計画に基づいて、合併がなされたわけですけども、その時の固い固い約束を変更するなり、極端にいうと騙しうちにあったという、このまま赤坂地区に下水がつかなくなったら、合併をエサにしたけども、そのエサは反故ですよと、ということをそろそろ10年経ちはじめたら、市の執行部が言いはじめたという印象になってくるわけですよ。ですから、ここは地域審議会じゃないから、合併についてのいきさつをごちゃごちゃ言うつもりは毛頭ないんだけど、しかし、そういうことも視野に入った発言なんだろうかなと思うんです。それは赤坂地域からすれば、そういうことも含めた合併の、合併するかしないかの極めてデリケートな瀬戸際の時に、お仲間に入れてあげますから、合併しましょうと、言われた経緯はどこに行くのかなと、見直されてまあ、結局、赤坂に来なかったと、というようなことを考えるんだしたら、そりゃまあ何をかいわんやと思いますけどね。

部長：表現の仕方がまずかった部分もあるかと思うんですけど、赤坂地域だけを見直すか、赤坂地域をどうこうするという意味でなしに、山陽処理区山陽地域も含めた部分で、この財政状況というのは非常に厳しいものがありますんで、今後そういった検討をするべきであろうと、考えておりま

すということですよ。

議長：〇〇委員のご質問に答えるのは、担当課ではなかなか答えにくい、答えるべきではない。もし答えるとするならば、この審議会として、下水道料金の改定の問題を検討していく中において、結果として、将来的な赤磐市の下水道進捗、今までの計画というものの見直しが必要ですよということを提案をしていくという事になるんだと思うんですね。ですから、議会の方では、その審議会の答申に基づいて審議いただくということになるだろうと思います。まあ、そういう理解でこの場では、ご議論いただいたらいいのではないかというふうに思っておりますが。だから、それに対して、そういう審議をこの審議会としてすすめていくにあたって、その専門部署はどういう技術的とか今までの背景等含めてどうだったかという情報提供をしていただくということは必要だとは思いますが。他にはいかがでしょうかねえ。なにか。

委員：だから現時点では38年という発言は生きとるわけじゃな。38年に完成予定そう認識していいのじゃな。見直し議案は出されていない。現時点では38年に当初計画が達成できるというこういうこっちゃな。

部長：先ほど議長の方が僕の意見の修正をしていただいたように、今後の下水道計画をどうこうするというのは、私たち事務局で判断するような状況じゃないと思います。だから、今の現状を委員の皆さんにお知らせをわかっていただきまして、今後の方針を答申で出していただくというようなことになろうかと思えます。そういった答申を得て、市長をまじえた検討、最終的には市民の代表であります議会の方に説明させていただくというようなことになると思えます。

委員：ごめんなさいね。ようは、総枠が確定しないと料金も決められないわけですよ、分かりやすく言うと、総事業が38年ということが決まることによって、料金も体系が変わってこないわけですから、その辺は踏まえて、料金だけ先取りで変更すると、総枠は無期延期がいつまであるかは分かりませんよと、こういうふうな議論は、こういう場ではふさわしくないんじゃないかと、やっぱり総枠は、きっちりと理解した上で、料金の問題をやっていかないと、相当ガバナンスとしてはおかしいんじゃないかな。

議長：ただ今回の料金の問題は、10年先、20年先の下水道の状況を想定して料金をうんぬんというよりも、まあ、4、5年以内の短期的なもの枠組みの中で、なおかつ、その行財政審議会等で検討されています、その下水道料金、下水道事業に対する財源補助の削減という問題がもう決定されておりますので、近々削減されてくる、そうした中で、今のままではもうこの数年以内であっても、実はその下水道の会計そのものが、パンクする状況にある、ということで短期的ではあるんですけども、それを少なくとも改正する財務状況にもっていくために、どういう手を考えていかなければいけないのかということだと思えますよね。だからイメージ的に長期的な問題と短期的な問題とある意味、その分けて考えなければいけない。今回の下水道料金の見直しにかかわる部分は、どちらかということ、短期的な話ということになってくるんです。ただ、短期だからといって、じゃあ5年経ってまだダメだったから、またこの会議をやって、じゃあまた5年間料金引き上げて、ということやってたら永遠にダメになっていくので、少なくとも将来5年ぐらいの間になんとかその経営的にこの下水道会計が成り立つような形にすると同時に長期的なビジョンはやっぱり議会と市長を含めて、ご検討いただく、そういうことだと思えますよね。

委員：相当難しいことが諮問されてとるわけですね。

議長：そういうことですね。

委員：その割り算の分母も決まらんのにじゃな、ようするに受益者が負担する、受益者数が決まらな

いのに、順次増えていく計画なんだけど、きつとして、延伸しないんじゃから、受益者数は頭数増えませんか、県へいったら、割り算すると単純割り算なさるんじやったらそれでえんじやけど、それじゃあまりにも計画性がなさすぎるんじゃないかと。中期的、長期的、短期的との接点をどこに折り合いをつけて結審するかですか。

議長：おっしゃる通りです。

委員：分かりました。

委員：私常々言っておりますが、行政の方はですね、下水道についてもですね、説明を受けたいから、区の方から言ってくれたら説明に行きます言うて言われるわけ、それじゃあなしに、やはりこれだけ計画もずれていきよるし、完成が38年というものすごく、なんかね最初スタートしたおりにものはものすごく説明もしていくゆうふうな、あれじやったわけですけど、もう今になったらね、説明の説と言う字も出てこんわけですよ。ここがね、一番今、下水道に対して市民が不満もつとるわけですよ。だから、工期が遅れたりしたような場合には、やはり出て行って、話をする中で、いろんなもんもでてくると思うんですよ。審議会でもやりよるけどそれにも、まして市民の方からいろんな意見がでてくるから、私はそれをやってください、いようるわけです。これも書いてるけれど、そうすればね、ある程度守つとつても、ああそうかいうふうには理解もできていくわけですけども、今もうほっちらかすもん。工事はいきよるところはいきよる、全然手がついてないところが赤坂みたいな、そうなるこれまだひどうなっていくと思うんですよ。だからやはり市民の気持ちをなるべく和らげていって、いかなんだら、このままつっぱしりよつたらね、本当、この料金の改定も宙に浮いてしまうんじゃないかなと感じ受けよんです。やはりそこをね、もうちょっと出かけて行って話をしあげるといふことをしてもらいたいと思うんですよ。

委員：みなさん言われるのその通りなんで、1つ1つを議論していくと、整合性がとれないですね。結局、全体のお金が少ないんですね。そうするとみんな痛み分けなんですね。下水道だけが痛みわけで、ごめんなさいというわけでなくて、いろんな部署が「皆さんごめんなさい」なんですよ、現状がね。したがって、この地域だけじゃなくて、ほとんどの地域がこういう財源問題でどこを削るか、どこへ優先順位をもって決めるか、いうことで本当に皆さん悩まされて悩んでおられるんですね。したがって、下水ではここまで我慢できる、福祉ではここまで我慢できる、教育ではここまで我慢できる、そういう我慢の仕方なんですね。だから昔たてた計画なんていうのは、人口増を想定したですね、財源が豊かであるということ想定して作ってるものですから、今はまったく整合性が取れていない。そうすると、今〇〇委員さんが言われるようにそこを説明をきちっとしないとですね、下水だけの話としてやってると損じゃ得じゃとなってくるんで、そうじゃなくて、全体の政策のやはり見直しとして、下水のこれだけ緩和してください、というような説明をきちっとされないと、いわゆる何十年も前に合併の時に約束したじゃないかと言っても、状況が全く変わっているわけですから、それを破るとか破らんという問題じゃなくて、日本全体がそうなんですね。だから、そのあたりの説明をトップにおられる人で行政するような人達は、地域に入って、下水の問題だけで地域は生活してるわけではないので、そこらあたりを説明されないと、やはりこの問題、行革という問題、下水の問題、料金の問題というのは、本当は片付かない。これはこの場だけの問題ではないので、ここで議論しても片付く問題ではないので、そういうことを要請しながら短期的な料金の設定でもしていかないと、当面、下水の財源問題が枯渇することになるので、その応急措置だと思えますね。全くの。永遠にこの料金でいいという料金なんかつくれないですよ。今、分母が定まらないとか、人口がね26年はこの地域は42%、26年

のちにはこの地域は42%減になります。高梁市はもう70%減になるんです。もう確実になるんですよ。で、もう推計されてますからね。だからそのことなんか我々想定してないわけですから、じゃあその時なつたらなんぼ料金、ものすごい料金になると思いますね。そういうこともあるわけで、やはり、ちょっとほんとにこの地域をどうするかというのをほんとレベルの高い場で議論していかないと、ここだけで議論しても、それは行ったり来たりの話、まあそういうことを念頭におきながら、あの料金の当面の応急措置としてなんぼぐらいにしておかないと、あの延命策です。そういうことで、ご議論いただかねばならないのかな。

議長：〇〇委員からまとめるような形でご意見を頂きまして、一応、議題の1番目の前回の質問事項についてというのは、ほぼご理解いただけたのではないかと思いますので、次の議題の2番目の下水道使用料の改正案についてということで、事務局の方から説明をお願いしたいと思います、よろしくお願いします。

事務局：(2)下水道使用料の改定案としまして、市としまして、2案を提示させていただきます。改定案趣旨としましては、3ページに書いておりますが、前回の審議会の資料でも説明しましたように、下水道の維持管理費には多額の経費がかかっており、その経費について受益者負担の原則、市又は下水道事業会計の財政状況等からも使用料の改定は必要な状況となっております。また、消費税の増税、それに伴うその他の生活必需品等の物価上昇等もあるなど社会情勢にも考慮しながら、市の行財政改革審議会でも検討されておりますアクションプランの目標値に近づける必要もあるため、使用者に均等に使用料改正をお願いする部分と他市と比較して累進度が低い部分について改定をしております。これにより1㎡あたりの平均単価は消費税抜きで150円を前後になるように設定しました。

前回の審議会では、消費税も含んで10%程度の改定と説明しましたが、今一度、市の方で再検討さしてもらい、今回の2案を提出させていただきます。

8ページの資料2をご覧ください。現行の体系の場合ですが、基本量が8㎡までが税込で1,080円となっております。超過料金としまして1㎡あたりの金額ですが、30㎡までが税込で約144円、30㎡を超えて約154円となっております。累進度1.14で平均使用料単価は約146円となっております。

いただきましたご意見も踏まえ、また行財政改革審議会での提言内容もふまえて、平均単価を税抜きで150円税込160円前後を目安に事務局案として作成したものを2案提示させていただきます。

改定案1につきましては、現行体系をもとに、基本使用料は変えず8tと超過料金の30tまでをそれぞれ1,134円と約151円とし、現行体系にはない50㎡に段階を入れて1㎡あたり約172円、それ以上が189円としました。これによりまして平均使用料単価は約159円となる予定でございます。めくっていただいて10ページの左の表をご覧ください。この案の改定率は、30㎡までの使用者につきましては約5%、30を超えて50㎡までの使用者には約7%前後、それ以上の使用者には10%から20%の改定率となっており、この案につきましては一般家庭の改定率と大口使用者の改定率に差をつけたものとなっております。

8ページにお戻りください。改定案2については、現行体系をもとに平均使用料の20㎡あたりに段階を増やし大口使用者の500㎡にも段階を増やし表のとおり10円刻みで料金を設定しております。これにより平均使用料単価は約161円となる予定でございます。10ページの右の表をご覧ください。この案の改定率は、500㎡までの使用者に約10%、500㎡を超えた大口使用者に15%の改

定率となっております。20 m³あたりが若干低くなっておりますが一般家庭の方と大口使用者の改定率にあまり差をつけず使用者皆さんに応分の負担をしていただく案となっております。

10 ページの真ん中に県内の 15 市の平均使用料を載せております。今回の改定案 1, 2 どちらとなりましても、平均使用料に近づきますが超えるものはありません。

では 8 ページに戻ってください。8 ページの下の表をご覧ください。平成 25 年度の年間有収水量これはお金になる水量ですが、有収水量が出ましたので、もう一度見直しをかけたため、第 2 回審議会資料、資料 2 にあります平成 27 年度以降の有収水量は増やして算定しております。平均使用料単価を税込 160 円前後に設定しますと市のアクションプランの平成 28 年度目標値をクリアできる見込みになっております。今回の改定により 4 年間で 1 億 6 千万から 1 億 8 千万円もの税金の節約になります。

11 ページをご覧ください。維持管理費と元利償還金の見込みの合計を有収水量で除したものが汚水処理原価といいます。1 m³あたりの処理に係る原価になります。平成 27 年度から平成 30 年度の 4 年間の見込みとしまして、汚水処理原価は 447 円の予定です。その一部を使用料でまかなっているわけですが、使用料を改定することで元利償還金にあてる使用料が 1 m³あたり 13 円から 15 円増える予定になっております。以上で説明を終わります。

議 長：一般家庭の大半は 30 m³以内で納まるわけなんですか。

事務局：家庭の人数にもよるんですけども、平均が赤磐市の平均 21 m³ぐらいなので、その前後、30 m³を超えている一般家庭も当然あると思うんですけど。

議 長：大半は 30 m³あたりで収まる？

事務局：4 人家庭ぐらいでしたら、そのくらいの方が多いのではなかろうかと思われま。

議 長：1 案と 2 案の大きな違いは、簡単に言うと。

事務局：簡単に言うと 1 案は、30 m³の方までは少し安めの改定率で、低めの改定率で、30 m³超えるとぐんぐんぐんと高くなっておりますので、大口使用者の方には非常に厳しい改定幅になっております。2 案につきましては、全体的に 1 割増というような案になっておりますので、一般家庭の方でも 10 ページにあります 1 か月に 100 円少々、1 年にして 1, 200 円、30 m³の辺になりますと 350 円から 1 か月に上がりますので、年間にしますと 3, 600 円ぐらい上がるようになります。

議 長：この辺りは、具体的な話になりますので、大変重要になってくる。

委 員：8 ページの年間有収水量、使用料収入推移見込み、単価、単位は何なんですか。

事務局：水量は、これに 0 が 3 つ付くと m³、1, 000 m³です。そして千円です。

委 員：例えばですよ、平成 27 年度改定案 1 でいくと、4, 008 万 8 千円の収入増が見込められるということですか。

事務局：そうです。平均単価を単純に掛け算したものです。

委 員：それともう一つ私もよくわからないんですけども、最初の言われてた、使用者に均等に使用料改正をお願いする部分という、累進度を高めるということは、どういう整合性があるのですか。

1 つは大口使用者の累進度を高めるということが、公平になるんですか。つきつめて見ると、大口利用者がなぜ累進で高く負担しなくちゃいけないのかということが解らないんですよ。大口利用者っていてもいろいろあるでしょ。前、〇〇委員も言われたように、要するに営業をやっている民間企業とそれと一般の家庭での大口利用者とは違うなあという議論が 1 回でましたよね、〇〇さんがここに書かれていますが、一般市民と民間企業の同一単価は他市町村は同じか、累進度包括でいいのか、と書かれているんですけど、その理由が私はちょっとよくわからない。

事務局：・・・

委員：前、〇〇さんが言われたように、大口利用者は大変なこれ増になるんですよ。私ども 100 万じやきかんですよ年間、うちは増築もあったんで。

委員：段階を設ける場合にいわゆる水を節約させるという、例えば水を節約させるためには、たくさんやってるおりに値段をかければ節約する効果が出てくる。そういう、導入哲学が必要なんですね。

委員：公平性を考えた時にわからないんですよ。

委員：逆にね、たくさん利用する人を安くするというのは、そういう人を会社を誘致するときに変わります。だから、たくさん使う人を、例えば工場誘致する時には、そういうのを優遇して持ってくるんですね。逆にいうと、たくさん使う人は、使うほど安くする。

委員：そうですよね。私どもそう思っていたんですが。

委員：哲学が違うんです。水を節約するさせる時には、水不足で困る時には、たくさん使うやつは、たくさん取ってやればね、節約する。

委員：それは、ですから私ら自重努力で、だいたい年間 10 万円くらいは節水している。いろいろ節水コマとかなんやかんやいろいろあるわけですけど、そういうもの全部入れて、一時期より 10 万、20 万ぐらい単位で節水している。

委員：たとえば、香川県あたりは、やはりね毎年、節水せなきゃいけない。福岡もそうですね。そういう所は、たくさん使うとたくさん取れ、それから、いや、そういう水をたくさん使ってくれる、例えば、企業はですね、誘致したいときには、安くする。そのね、やっぱり政策というのは、必ず哲学があるんですね。したがって今、質問されとるのは、どういう哲学ですか。そこがしっかりしないと、料金と言うのは、プラスマイナスの効果、両方持つんですね。だからどういう哲学を持つかということがはっきりされないと、料金と言うのは、そう簡単には決まらない。そこを尋ねられているんだと思います。

事務局：解りましたけれども、大口を高くしようというのは、節約をしてもらうというのが1つはあるんですけど、赤磐市の場合は、他市町村との比較で算定をしましたので、言われることにこうですと答えられないのが苦しいです。

委員：他市町村だからということは理由にはならん。

事務局：そうですね。

議長：この下水の処理施設の能力は、どうなんですか。満ぱんなんですか、それともまだキャパシティがある。

事務局：当然、余裕があります。

議長：余裕。あの〇〇委員さっき言われたけど、だいたいこの上水とか下水というのは固定資本で、もうすでに投入してるわけなんですよ、だから、0当りの単価にすると、たくさん処理した方が、0当りのコストは下がるって話になってくるんですが、固定資本じゃない部分は当然比例的に増えますけど、固定的な費用の部分がすごくだいたいあの大きいんで、そうすると処理量増やした方がトータルとしては、コスト、単体量当りですよ、総額の処理コストでなくて、単体量当りのコストは下がってくる。さっき言われたように、大量に需要量があるとか何とかと言う場合は、たくさん使わせるような政策をやるわけですけど、ここの場合、処理のコストが大口に、逆にいうと料金を上げれば、排出量を減らそうとされると思うんですよ。そうするとトータルの量が減ってくれば、0当りの処理コストが上がってくるという、そういう現象が起きると思うんですが。

そうすると逆に、少量の一般家庭の方のほうが支払い金額は上がってくることも起こりうる可能性としてはあるんで すよね、この辺のコストの構造がどうなっとんのかと。逆に下水処理コストの内訳は、薬剤は処理する量が増えれば、増えますよね、だけど処理プラントを動かすモーターとかは固定的な、電気代は比例しますよね、固定資本、減価償却はヒックスですよね。

部 長：今、浄化槽の応分の経費というのは、人件費、薬品代、電気代これが投入量によって大きく増える分だけは増加をするのが比例式で経費、そういった部分のコストというのは割り出せます。

議 長：人件費は比例するんですか。処理量に比例するんですか。

部 長：人件費は、比例はしませんけど、電気代、薬品代というのは比例してある。

議 長：電気代とか薬剤の費用が処理プラント全体としてのコストの中のどんくらいを占め取るんですか。

部 長：電気代と薬品代が約6割ぐらい、6、7割がそういった経費です。

議 長：あとの3割、4割が減価償却等含めた固定的なコストということですか。

事務局：そうですね。減価償却は入らない。

議 長：固定的な費用というのは、建物の固定資産税とかですかそんな話ですか。取らんですよね。

事務局：固定費というのは、その施設を運営するのに、いわゆる人件費ですね。人件費が固定費用、ほとんどです。変動が薬品であるとか、電気代そういったもんが。

委 員：それが121円ということでしょ、今回は、11ページの維持管理費の中に入ってるんでしょう。人件費だとか、電気代だとか、もろもろが入って121円、これは m^3 ? $1 m^3$ に対して447円かかるでしょ。

事務局：償還費も含めたらね。

委 員：かかって有収水量が $3,037 m^3$? 単位が千円と書いてあるけど、千円でようわからんのじゃけど。

事務局： $千m^3$ です。

委 員：じゃ、 $3千m^3$ ということ?

事務局：いや $3百万m^3$ です。

委 員：掛け算するとなんぼになってどうなるん。

事務局：447円をかけたら、合計のところは管理運営費合計になっております。

委 員：どこに合計がかいてあるん。

事務局：表の一番上、太枠で囲んでおります合計、これは4年間なんですけど、27年度のすぐ下の管理運営費というのが、維持管理費と元利償還金を併せたもので。

委 員：維持管理費が。

事務局：447円というのは4年間の平均なので、その表の一番右の一番上の55億9千7百32万3千円をそのもう一つ4段下の $1,251万8千m^3$ で割ったものが、447円です。

委 員：それを割り算したら、160円になるわけ、受益者数がいくらになるか知らんけど、受益者数で割ったら160円になるわけ。

事務局：なりません。

委 員：なんぼになったら、単純割じゃいくらになるの。

事務局：単純割?

委 員：この中に、行政費や国の補助金を入れるから、維持管理費から引き算になるの足し算になるのかしらないけど、実質負担を頂かなくてもいいものもあるわけでしょ、そういうことでしょ。実際は5,400の中に入ってねえんでしょ。国の補助とかもろもろは、そうすると単純に150円で勘

定があうようにできんが、算数の話ですな、難しい議論しよるんじゃねんです。

事務局：150 円というのは、28 年度の現状のままの料金で行くと、一般会計からの繰入金が減る分があるから、それを1割減らされるので、1割増やすために、単価を1割増やすということで150円です。

委員：じゃあ、諮問書の趣旨と全然違うんじゃ、そういう意味じゃ。あんた方が諮問していただいたものには、汚水処理管理原価を維持改修するために審議をお願いしますと答申書が来とるわけですわな、受け取ったのは、それと逸脱して、ただその行革から言うてきたから、10%上乘せしたら150円になったと、そういう論理とは、何か整合性が全然ねえんじゃけど。整合性求めたら、完成も早く進まんゆうのもようわかるんじゃけど、我々は答申書に対して答申していただいけりゃあ、しょうがねえわけじゃから、諮問された事項に対して答申をすると、諮問された事項の中には、原価を回収することが健全な維持管理じゃと、したがって原価を回収することを検討してくださいという諮問を受け取るんだと思うんだけど、何か10%削られるから10%よけい回収せにゃいけんからというような議論は、まったくその諮問書には書いてないんじゃけどな、諮問書から逸脱された説明をされても、我々は納得の範囲がどんどん魍魎として広がって、結論にたどり着けない。諮問書に基づいて、答申をする。一生懸命議長が苦勞しよるわけじゃわけじゃから、それにそった回答をしてもらわないと。

部長：財政見通しいうて、非常に厳しい財政状況いうなああると思うんです、そういったうえで、今回のアクションプランっていうものを設定しとります。その中には、下水道料金の改正というのがあります。これをクリアせんと、将来の赤磐市が非常に、さらに厳しくなる。まずもっては、うちの部分では料金を改定して、それをクリアしようというものが、そもそもでした。ただし、それがありきではなしに、公平性、一般財源から繰入さしていただいとる分、基準内繰入でなしに、基準外繰入と言う部分、本来なら一般財源、使用しとる人に負担をお願いする部分、お願いせんといけん部分があると思うんで、それを一般の税金から入れていただくのはちょっと、非常に苦しい部分がある。公平性を欠く部分があるので、そういったことで今回は、料金の改正をお願いするための諮問をお願いしたい。

委員：全部意味は分かりよんよ。だけど、あんたがたが、私たちに諮問した、諮問書の前文に、二十行ほどの間にはそういうことが全然書かれていないことをいって、答弁をされても、質問とかみ合わないということをいよる。ここにあるんじゃから諮問書が、諮問書の中にアクションプランのAの字もないし、何もなくて、行政改革でやむ得ずやらざるを得ないという、切羽詰まった説明は、諮問会議の前文にも何もないから、そういう事に起因した150円にきてもらったんじゃ、意味が違うんじゃなかと僕はいいよるんですよ。違ってもえん。ちょっとそれは、諮問の文書をやり変えてもらわんと、この諮問にお答えするなんて、とても無理じゃ。

部長：諮問の内容の中には、厳しい財政状況という事をうたわしてもらって、その中で、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収することが持続的な健全経営と負担の公平性の確保につながりますという部分がありますので、そういったところで、この20年から30年の見込みという事で、今回資料として、つけておりますので、そういったところのご検討をお願いしたいと思っております

委員：だからそれは、それでいいですよ。じゃから今のいう150円という数値がきづいた中身は処理原価から割り算をして、各種補助金を差し引いたもので、出た金額が150円じゃないんじゃなと、いうことを僕はいいよるわけですよ。ただ、諮問されたから、別の組織から注意を受けたから、

150 円にせんと、その組織の要望に応えられないから、150 円にしましたというのは、お答えが違うんじゃないかといひよるわけですよ僕は。

議長：だから 150 円がありきじゃなくて、要するに、行財政改革の中で、一般会計の中から、下水道会計の方に、補助が出てるわけなんですね特別会計として、しかしながらそれは、赤磐市としての税収全体が将来的に落ち込んできているので、下水道だけじゃなく、赤磐市の行財政全体についての財政削減をやっていかなければ、赤磐市の経営そのものが難しくなってくる。という大前提があって、その一環の中で、下水道会計のものについても、税収減に伴う分だけの対応をやってもらわないと、だめですよということになってきているわけですよ。そうすると、削減してくる金額を前提にして考えれば、当然、下水道としての下水道事業としての収入増を図っていかなければ、その削減に対応できない、ということで、下水道全体の料金の減額をいくつかシュミレーションしてみると、その現在使われている、処理されている下水道料金の m^3 当りの単価としてやってみると、こうゆう 2 案として出せましたという、そういう話になってるわけですね。もう 1 つ議論になっているのは、そこにおける公平性ということ考えた時に、その大口利用者に負担を多めに払ってもらおうようにするのが、いいのか、それとも大口、個人関係なく、 1 m^3 当りの処理は 1 m^3 で平等にやった方がいいのか、あるいは個人の中でも、多めに使う人、少なめの人がいらっしゃるので、少し多めに使う者に対してウエイトをかけた形で、下水道料金を取ってはどうかという事、そういうスタンスで 2 案を出されていて、まあ特に 2 案の中でも、超大口と言いますか、個人がちょっと普通の人よりも 30%、40% 多く使うというよりも、もっとその数倍使われている事業所に対して高いめの負担をかけるのがいいのかどうかという、そういう議論になっていると思うんですよ。それが、そういう形に持っていくのがいいのか悪いのか、ということの論拠は、〇〇委員が言われたように、どうゆう論拠に基づいて大口の場合は多めにしてもらうのがいいのか、それとも大口であろうと、小口であろうと、まったく場合分の m^3 当りのコスト負担にするのが、適正なのかという、その議論をしなけれいけないということになるわけですよ。その時に、やっぱり重要になってくるのは、費用コスト構造だと思うんですよ。大量に処理するために余計にコストがかかるんだったら、そりゃ大口さんちょっと払ってくださいよというても、それは納得しますよって話になると思うんですが、先ほどの構造からいうと、固定費分が 20% か 30% って話でしたかね、30% か 40% ぐらいですよ。そこが微妙ですよ。

委員：現状はね、現行は、そういう構造になってるんですか、たくさん使う人はたくさん負担してもらっている。現状はどうなんですか。現状を変えるというのか、変えないとかいうのか、そこがちょっと 1 番、現状がたくさん使う人がたくさん負担してるという現状があるならば、そこを変える変えないという問題として扱っていかないと、現状はそうなるんですよというんであったら、そこを変える。変える議論しなきゃ。

事務局：現状は 30 m^3 、今の現行は 30 m^3 以上の方は同一単価で、その上はないです。

委員：だから、新しく出てきた発想なんですね。

委員：1.14 の進捗力で累進度いきよった。

委員：そうするとやっぱり、制度そのものを変わるわけですから、そこを議論しないと、今までは公平だということで、皆一律一緒だったでしょ。

事務局：一律いうか、8 t、30 の 2 つに分けており、基本料金の 8 t までと 30 t までと、それ以上と。

議長：30 t 超えたら、みんな変わらないと

委員：そこを同じにしたら、前と同じ考え方で前はそれで納得されとるわけでしょう。だからそれを

そのまま生かしたらどうなんでしょう。そこを変えらるとなると今言われるような議論をしていかなきゃいけない。哲学がどうやこうやという話になるんだけど。今の制度の上に考えたら、そこは納得されているんだから。

委員：聞いたら146円になっちゃうということでしょう。

事務局：今のままだと、単価を変えなければ。

委員：答申書は146円の単価になりますよと。

事務局：はい。

委員：だから何とか150円で、160円ほしいんですと。単純に、そしたら1案か2案ですと、どっかにもういっこ谷間を割れ目を入れなきゃ無理ですよと、前に割れ目を入れるか後ろに入れるか、とゆうことを議論してほしいということでしょう。割れ目というか分岐点。

事務局：はい、分岐点。

委員：それからもう一つ、ようするに30の後ろに階段を設けるのか、30の前に階段を設けるのか、A案B案あるんだけど、どちらかに階段を設けてもらわないと、146円が150円になりませんよと、こういう提案でしょ。

事務局：そうもあるんですけど、その今の現行の体系8tと30だけは変えずに、もうそれぞれ、金額だけを変えろという方法もあります。単価を。そうすると、全部に市としては1割増ということで、1割、1割増やしていくと1,100円と単価が1,100円と140円と160円ぐらい、もう1回計算しなおしてみないとあれなんですけど。そうすれば、その単価も1割アップぐらいになる。1割アップになります。

委員：そりゃやっぱ、こちらの〇〇委員が言われたように、哲学を持つとか、例えば社会福祉事業には面倒みるとか、病院には面倒みるとか、というようなものがないと、あのマルナカと一緒に扱いじゃ様子が違うんじゃないかね。水道水は使わないけど、トイレはいっぱい使うと、いっぱいつかうけど、料金は水道量と正比例しとります。商店と水もしっかも使うけど、そりゃ下水もしっかり使わしてもらいます。というわけで、市民のためになっている事業、一生懸命やってるわけですよ、苦労してね、それと全く同じで、僕はもう小さな喫茶店と同じかと思うと、がっかりする。そういうのは多少、何か考えた方がいいんじゃない。そういうことは考えないで、ただこの表見て、単価を上げるか、そのはしご段を増やすかのどっちかにしましょうというの、えらい乱暴な話やなと思うんですけどな。

部長：委員が言われとる通りだと思います。まあ公共性の強い大口事業者、こういったところのその、他の事業と一緒にというのは、言われる通りだろうと思われま。今後のその減免とかいうことも、視野に入れるべきかなとは思っています。そういった事のさびわけが必要になってくるかなと思いますけど、この場で私たちがこうしますような部分ではちょっと言えないと思いますので、はい。

委員：その議論はね、消費税10%する時にね、どこを0にして、どこを何%にする議論で、これもう非常に難しい問題ですからね。やはり、そのことやりだすと、これもものすごい大変なことになります。それはもう、理屈は1つありますけども、それをさびわけしてこっちは、病院と喫茶店はどれだけどうだと、病院はこうだからこっちはもうちょっと%をと、それをやりだしたら、大変なことになりますからね、だから今あるものの上に、あの何%あげるか、ということ議論された方が建設的ですよ。現実的ですよ。だから、制度を変える時ってのは非常に難しいんですよ。現行の上で、ここの30の所までは何ぼ上げる、現行の制度でこくぎつとるんやったら、そこま

では何ぼにする、その前提を全部崩しちゃうと、もうガラガラポンになってしまいますから、ちょっとそれは、短期的な今の料金を今日明日に決めなきゃいけない時にその議論はちょっと無理だと思うんですよ。

委員：私も今、〇〇委員の考えに同感なんですけども、本当いうたら、〇〇委員が言われよるようにした方が本当百点だと思う、でもただね、今、赤磐市の場合は、まだまだ工事をやっていきよる時に全体の総数人数も決まってない段階で、工事がいつ終わるんやらまだ分らんような状況の中で、料金体系だけが、100点を取ってみても、これはちょっと至難の業だと思うんで、もっともなご意見なんですけど、ちょっと今回は、手を抜いてですね、今の体系の中で皆さんが納得して、今しぶしぶでも払ってくれよる、それを、要するに工事期間中なんで、100点は取れんと、言う状況に甘んじてですね、今の体系の中で料金をやっぱり今のままではいかんと、少しでも特別会計を豊かなものにしていかないかんと言うので、今のままではいかんから1つお願いをしようと、いう事で、ちょっとしのがないと、しょうがないな、いや悪いんじゃないけど、そういう考えでいかないといけんのじゃないかと思えます。

議長：他にはいかがでしょうか。

委員：8ページの表をすぐやり直して、今日提案できる？

事務局：今日はちょっと無理、難しいですね。

委員：じゃあ、今日のことにならん。あんたらの用意したプログラムが解決すりゃあどうかしらんけど、全然すり合わせてねえようなプログラムじゃ全く賛成多数にならん。ぶっちゃけた話で、手をあげずに言いよんじゃから、どっかのやつとは違うんじゃないけど、ちょっとこれじゃあ、資料にならん。

議長：そうするとまあ、方向性としてはその行財政改革に対応して、一般会計からの下水道事業に対するサポートが削減されてくるわけで、それに対応しなければいけない。それと後はどうなんでしょうかね。少しでも収入を増やす方法で考えなければいけないのかなっていうことになってくると思えます。先ほどの一応皆さんの合意に基づくと、水道料金の使用料に基づく料金改定は原行通りで、やっていくという形になると、現行の中でどんだけ上げればいいのかっていうことになりませんが、ただその赤字補てん部分を埋め合わせるだけなら、簡単に計算はできると思えますけど、もともとは、収入だそうという話じゃなかったですかね。下水道事業として、一般会計からのサポートも考慮に入れた中で、一応は収支が成り立てばいいと、いうことを念頭に置いて、スタートしたという理解でよろしいですか。そうだとすると計算は、割と簡単にできるということになると思えますけど。

委員：あの6ページの所に、現行と改正案が書いてあるんですが、軽微な変更がないようにここに書いてあるんですが。

事務局：はい。現行はこの6ページの、現行は8、8から30、30以上30を超えるものというわけで、改正案の方は、今回2案提示させてもらったので、どちらかに決まれば、それをここに記入しようかなということで、空欄にさせてもらっておりますので。

委員：現行案で料金を改定すればいいんじゃないですか。

委員：だから、そのとらあな？が全然ないから、シュミレーションが出来てないわけですよ。

要するに、こうやったら150円になるという数字単価ができてないから、すぐできるのかと言うと、出来ないゆうから、困ったと。それで議長よろしいですか。諮問書にある赤磐市の下水道使用料、平成17年3月合併時旧町の料金体系を再見統一して以来、改定しないまま現在に至

ったという項目も、更新され取る内容になってるんなら、現状説明であって、これも、検討して、これでいいのかという問いじゃないかと思ったんだけど、それはそうでもないの。諮問された事項ではないわけ？要するに。

事務局：これは、現状説明です。

委員：現状説明で、それでいいかどうかとも検討してくれっていう意味じゃないの？

事務局：ではないです。

委員：枕詞で使ってとるだけ。

事務局：今まで変えてませんよっていうこと。

委員：だから、そん中で料金体系に矛盾はないわけじゃな。専門家から見て、旧町合併時に付け焼刃と言わないけど、やっつけ仕事で統一された料金規定ができて、その料金規定には、不公平さや、不平等さは一切ない、統一された料金体系になつとります。と、こういう前提を説明しとるわけ。

議長：まあ、一応合意されたということで、続いてきてるんだから、そういうことなんだろうけど。そういうふうと思うしかないですよ。

部長：この諮問の内容については、ほんとに下水道の健全な運営の部分であろうと思うんです。だから、料金改定で今回、主なものを諮問させていただいたんですけど、本当に工事の進捗状況とか、計画部分についても、10年ほど経つんですけど、まあこまめに4年なり5年でこういった審議会を開催されて、本来は、諮問を頂く、諮問させていただいてご検討いただくのが本来の姿だろうと思っております。

委員：はい、解りました。

議長：そうすると一応、現段階で皆さんの同意が得られているのは、一応は料金体系は現行のままで、そして、あとは下水道会計の健全化を前提にした場合に再度、この料金体系の中で再計算していただいたら、m³当たりいくらになるかということ資料として出していただいて、次回、それを基にご議論いただくと、ご議論いただくといっても計算すればきちっとできますので、それをお認めいただくということになるかというふうに思いますが、この答申は、一応、しかしながらその下水道の運営、財政的な運営の健全化という方向性もありますので、その答申の中身、方向性としては、この会議の前半部分で議論がありましたように、将来的に平成三十何年だったですか、下水道をどこまで配置しますよということの見直しも含めて、再度、行政としては検討してくださいよという答申を長期的なビジョンとしての答申と短期的な視点としての料金体系についての答申を出すと、そういう方向性で答申書を原案といいますか、少しお考えいただければと思います。そういう形でよろしいでしょうか。

はい。それでは、そのような形で次回までに準備をいただくということにしたいと思います。

それでは特になにか追加でご意見等ございましたら、よろしいでしょうか、あとそれでは、あとその他になりますが、何か皆さんの方からございましたら。

委員：もしよろしければ、次回を決めていただくとより有難いんですが。

事務局：7月末ぐらいで、予定はしたいんですけど。

事務局：月末の28日から30ぐらいのところをお願いできたらと。

議長：私28日がいいですが、みなさんは、月曜日ですけど。あと1日の金曜日。

議長：よろしいでしょうか。

委員：議長が28日がええようられるから28日に決めましょう。

部長：7月の28日ということをお願いします。月曜日1時半。

議長：よろしいでしょうか。それでは、どうも大変長時間に渡りまして、あと何かご発言のなかった委員の方、よろしいですか。それでは、次回までに、次回が一応最終ということを用意させていただきたいと思っておりますので、次回までに事務局の方では資料を揃えていただいて、次回で最終的な答申案を確定するというにさせていただきたいと思っております。本日は、大変長時間にあたりまして、ご議論になりました。ありがとうございました。

委員一同：ありがとうございました。

部長：大変お暑い中ご参加いただきましてありがとうございます。また、貴重なご意見を聞かせていただきましてありがとうございます。まだまだ、事務局の皆様に的確な情報という部分少し欠けておる部分もあったかと思っております。次回の会議までにはしっかり整理をし、皆様にこの答申が出していただけるような会議にすすめていきたいと思っております。これからもよろしくお願ひしたいと思います。今日はありがとうございました。